



東京青色申告会連合会共済会

加入日 2026年6月1日

申込締切日 2026年4月27日(月)

加入日 2026年12月1日

申込締切日 2026年10月20日(火)

東京 青色介護保険

介護保障保険(団体型)

POINT.1



公的介護保険制度に定める「**要介護2**」以上に認定された場合等に、介護保険金をお支払いします

POINT.2



介護にかかる費用を**お手頃な掛金**で準備できます

POINT.3



掛金は、所得税・住民税における**介護医療保険料控除**の対象です※1

POINT.4



満85歳まで新規に申込みいただくことができます(満90歳まで継続加入できます)

POINT.5



介護の悩み・不安を年中無休24時間**無料で専門職に相談**できます



月々にすると掛金1口**1,000円**
~70歳の場合(他の年齢の1口あたりの月々の掛金は裏面をご覧ください。)(介護保険金額50万円)

最大5口※2(介護保険金額250万円※3)まで申込みいただくことができます。

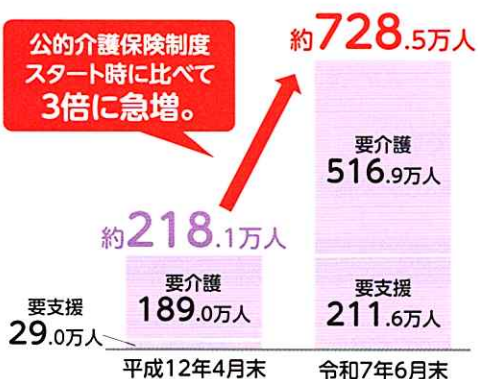
2023年6月1日付 制度発足来、4名の方が介護保険金をお受取りいただいています!(2025年10月28日時点)



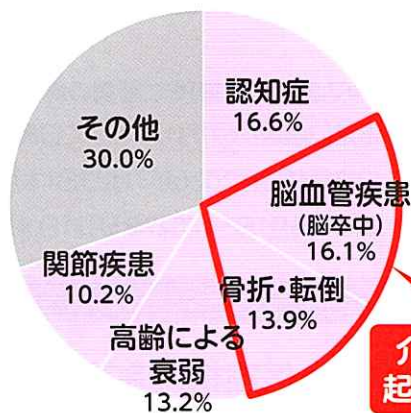
知っておきたい「介護」に関すること

誰もが避けて通ることができない**「介護」への備え**をしませんか。

介護が必要な人



要介護になる原因



介護は突然起こることも。

※要介護・要支援の認定者数(団体介護保険の保障内容とは異なります。)
出典：厚生労働省「介護保険事業状況報告(月報暫定版)」(平成12年4月分)(令和7年6月分)から日本生命が作成

※要介護者・要支援者における介護が必要となった主な原因の構成割合
出典：厚生労働省「2022年国民生活基礎調査の概況」

※1 介護医療保険料控除の対象となる金額は、掛金から制度運営費と配当金金額を控除した金額になります。

※2 年齢によって加入できる口数に上限がありますので、詳細は裏面をご覧ください。

※3 毎年6月1日(更新日時点)にご加入されている方の年齢構成等により、保険金額が変動します。(1口=50万円以外の保険金額になることもあります。)



商品概要

被保険者の範囲 加入・増口できる年齢 加入条件	被保険者の範囲	加入・増口できる年齢 (加入日・増口日(効力発生日)時点の年齢)		加入条件
		新規加入・増口	継続加入	
	本人(注)	満15歳以上 満85歳以下	満90歳まで	—
加入条件	配偶者	満18歳以上 満85歳以下	満90歳まで	本人の加入が必要
	本人・配偶者の親			

(注)本人とは、東京青色申告会連合会共済会の会員(申告会会員本人・事業専従者・従業員・青色申告会の事務局職員)を指します。
*ご加入にあたっては、上記の他、「申込書兼告知書」に記載の内容を十分ご確認ください。

掛金額 (性別によらず、 右記年齢ごとに 全員一律)	6月1日時点の満年齢	15歳～70歳(注)	71歳～75歳	76歳～80歳	81歳～90歳 (新規加入は85歳まで)
	1口あたりの 月々の掛金額※1	1,000円	2,000円	3,000円	4,000円
	加入口数の上限※2	5口まで	4口まで	3口まで	2口まで

(注)配偶者・本人の親・配偶者の親の場合は18歳～70歳。*掛金・加入口数の上限は毎年6月1日(更新日時点)の満年齢で決まります。

支払要件	介護保険金：公的介護保険制度に定める「要介護2」以上に認定されたとき、 または所定の要介護状態※3が180日以上継続されたとき 死亡保険金：死亡されたとき
保険金額	介護保険金額：1口 = 50万円※4 死亡保険金額：介護保険金額の10%
税務上のお取扱い	所得税・住民税における介護医療保険料控除により、実質的に掛金負担が軽減されることもあります。 介護医療保険料控除の対象となる金額は、掛金から制度運営費と配当金金額を除いた金額(控除対象額)です。※5

※1 掛金額には、制度運営費が含まれています。掛金の詳細はパンフレットの「掛金」をご確認ください。

※2 上記口数の上限の年齢を超える前に加入している場合、口数の上限を超える年齢になったとしても、加入いただいている口数を継続いただくことができます(自動継続)(例:60歳で5口加入すれば、71歳以降も5口を継続加入可能)。

※3 所定の要介護状態の詳細はパンフレットの「主な保障内容」をご確認ください。

※4 毎年6月1日(更新日時点)にご加入されている方の年齢構成等により、保険金額が変動します。(記載以外の保険金額になることもあります。)

※5 掛金から制度運営費を差引いた保険料は、後日お渡しいたします加入者証にてご確認ください。税務上のお取扱いの詳細はパンフレットの「税務上のお取扱い」をご確認ください。

*この保険では、配当金がある場合は、制度運営費として活用するため、契約者宛に拠出していただく取扱いになっております。

*この保険では、申告会会員が掛金負担することにより、事業専従者・従業員に加入いただくことができます。事業所得の計算上、必要経費に算入できない場合に、掛金は所得税・住民税における介護医療保険料控除の対象となります。

なんでも介護相談

電話サービス

無料

年中無休24時間、介護の悩みや不安に専門職がお応えします

訪問サービス

無料

有資格者(ケアマネジャー等)が訪問し介護の相談をお受けします

バリューサービス

介護事業者が提供する福祉用具等を優待価格で購入いただくことができます

加入申込み手続

お申込み	「申込書兼告知書」をご所属の青色申告会へご提出ください。	*この保険への新規加入(追加加入)のお申込みをお引受けできるのは、「申込書兼告知書」に記載の「質問事項」に対する答えが全て「該当しない」となる方ですので、ご注意ください。
掛金	指定口座より6カ月分まとめて口座振替となります(年2回)	
口座振替	口座振替日は2026年7月23日(木)と2027年1月25日(月)です。	
保障期間	2026年6月1日※～2027年5月31日 ※加入日が12月1日の場合、その加入日からの期間	

更新日 毎年6月1日(保障期間1年で自動更新)

(引受保険会社) 日本生命保険相互会社

〒100-0006 東京都千代田区有楽町1-1-1

TEL: 03-5533-5789

(お問合せ先) 東京青色申告会連合会共済会

〒102-0074 千代田区九段南4-8-36

TEL: 03-3230-8501

*当ビラでは、「障害」を「障がい」と表記しています。

なお、法律、政令、規則等の法令で用いられている用語や特定の固有名詞については「障害」とそのまま表記する場合があります。

(介護保険金・死亡保険金ご請求のご相談窓口)

— 介護保険金・死亡保険金のお支払事由に該当した場合は—
日本生命保険相互会社の以下のお問合せ先へ連絡してください。

03-5533-5789

受付時間:月曜日～金曜日 10:00～16:00(祝日はお取扱しておりません。)

契約者:東京青色申告会連合会共済会
日本-団-2025-707-11707-B(R7.11.11)